

広島県告示第三百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成三十年広島県告示第二百五十八号で認可した広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十六年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成三十年広島県告示第二百五十八号の事業地に、広島市安佐南区大塚西二丁目、佐伯区石内北三丁目、石内北四丁目、石内北五丁目を追加し、同告示の事業地のうち、南区仁保二丁目、安佐南区伴西五丁目、大塚西三丁目、大塚西六丁目、佐伯区石内北二丁目、石内北二丁目、五日市町大字石内地内において事業地を変更する。